

小田原市報

才73号
発行所
小田原市役所
小田原市幸1の138
編集兼発行人
浦 寅 松
印刷人 鶴井外吉

定価 一部 三円

四月一日 旧曾我村の四字を編入

新人口は十一万六千三百三十一人

曾我村のうち上曾我、下大井、鬼柳及び曾我大沢の四字は別項總理府告示のとおり四月一日から小田原市の一部として新発足し、曾我村のうち上大井及び西大井の二字は、金田村及び相和村と合併し大井町として発足いたしました。

本市は前記の四字編入によつて、総人口一、一六、一三二人、面積一〇三、五一平方料となり西洲の中心都市としていよいよその発展が期待されることになりました。

曾我小學校で盛大に祝賀式

この日、市主催により午前十時から會賀聯副委員長の閉式の辞に始まり、同委員會野島委員長の経過報告があつた後、鈴木市長、島居村長及び山橋市議會議長からそれぞれ、

当日は折悪しく雨天でしたが、合併地域の各世帯の人々は続々と会場に参集し、合併のよさこひのうちに将来への希望にもえたちました。

それ挨拶が行われました。

次に鳥居前村長に対し町村適正規模確立の巧劣者として県知事の感謝状が贈られた後、来賓の神奈川ロイド製下敷がそれぞれ贈られました。

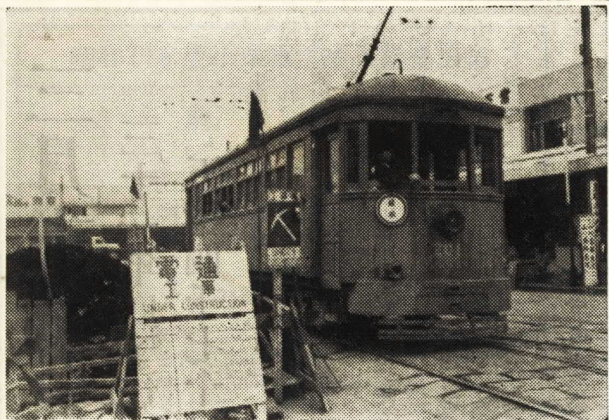
県知事（地方課長代理）及び中井した。

なお、合併を記念して合併地域の各世帯に市紋章入りの湯吞茶碗が

国道一号线等

鋪装工事六月から着工

多年の懸案であつた市内国道一号线のうち、幸、十字地区の道路及び県道小田原停車場線の舗装工事この工事の着工が決定されるまで



工事が始められた国道一号線と市内電車

けるまで には、 箱根登 山鉄道 株式会 社経営 による 市内電 車軌道 撤去問 題の解 決が先 決要件 であつ たため 鈴木市 長が仲 介者と なつて 奥と箱	取次されたものであります その結果、六月一日からい いよ軌道が撤去されることに なりました。 この軌道撤去にさきがけて水 道管（別項掲載）、ガス管及 び道路地下中央の用水路等の 歩道への移転工事並びに電話 地下ケーブルの拡張工事はす でに着工され、五月末完了を 目指して鋭意工中でありま すが、うち用水路は、県営に より工事費一、七〇〇万円を もつて南側歩道に移転されま す。 移転工事区間は、板橋見付 から宮ノ前入口まで、延 長一、一〇〇米にわたり直 径一、一〇〇米のヒューム管が埋設 され幸万年線用水に直結さ
---	---

京浜方面又は小田原駅から箱根又は熱海方面行
 箱根熱海方面から京浜又は小田原駅行
 小田原駅から京浜方面行（逆の場合同様）

新市域の紹介

新市域の紹介

菅我大沢の四字は、小田原市に編入合併し、また上大井及び西大井合併し、また上大井及び西大井合併して新たに大井町として発足することになり、村制六十余年の暮を閉じたのであります。

新市域となった菅我区又は農業地帯を生きた村であります。

旧村名は大字名として今日に至つておりましたが、本年四月曾我村のうちに曾我、下大井、鬼柳及び橘の栽培地として、また酒匂川左岸ぞいに長く北西に展開する平坦



肥沃な水田地帯は、良質の水稲と梨、桃の産地として知られております。

合併時における人口は二、二六九人、戸数三五一戸で、面積は四、八三平方軒です。

新地名の呼稱

總理府告示第七十六号

市町村の廢置分合

地方自治法第七條第一項の規定により、神奈川県足柄上郡相和村、金田村及び曾我村を廢し、相和村、金田村並びに曾我村大字上大井及び西大井の區域をもつて大井町を置き、曾我村大字上曾我、下大井、鬼柳及び曾我大沢の區域を小田原市に編入する旨、神奈川県知事から届出があつた。

右の廢置分合は、昭和三十一年四月一日からその効力を生ずるものとする。

昭和三十一年三月二十九日
内閣

旧村役場に

新たに小田原市の一部となつた曽我地区は上曽我、下大井、鬼柳及び曽我大沢の四字で、これらの地名の呼称は、小田原市上曽我何番地というように小田原市の下に旧來の大字名及び番地を付けて呼ぶことになります。

②戸籍、住民登録に関する事務
③配給に関する事務
④厚生、国民健康保険に関する事務
⑤輕易なる証明事務

支所長代理及び出納員には横井氏が就任、四月一日からその

市税完納に

御協力を願います

四番地（取あえず旧村役場、将来は、目下小田原市下大井七五の一番地に建設中の曽我公民館内に併置）に曽我支所を設置し、次の事間を

セメントコンクリート舗装、延長一、三六〇米、幅員二三、一米、厚さ二三釐、工事費七、四〇〇万円

幸交番前一小田原駅前（県道小田原停車場脇）
アスファルトコンクリート舗装延長五三〇、六米、幅員三、五米、厚さ五釐、工事費三二〇万円

迂回道路

事期間中本市を通過して箱根、箱根方面、又は京浜方面に行く自動車は、次の迂回道路（図表参照）を利用することになっております。

京浜方面から箱根、熱海方面行
国際通り一宮ノ前一代官町一茶畑一西海子通り一早川口を経て箱根又は熱海方面へ
箱根又は熱海方面行
瀧端通り一城南中前一箱根口一安齋町一西海子通り一早川口を経て箱根又は熱海方面へ
箱根、熱海方面から京浜方面行
早川口一西海子通り一安齋町一箱根口一市役所前一幸交番前一箱根を経て京浜方面へ
箱根、熱海方面から小田原駅行
早川口一西海子通り一安齋町一箱根口一市役所前一幸交番前一箱根を経て京浜方面へ

市では昭和三十年度の会計閉期を控え、市税の滞納を解消するため三月十五日から五月末まで市税滞納整理期間として

小田原駅から京浜方面行
小田原駅一小田原郵便局前一角一丁田一国道、又は小田原一市内電車緑町停留所一大町一台宿一丁田一国道を経京浜方面へ
（京浜方面から小田原駅行の合はこの逆）

なお、今回の市内電車軌道撤去に伴い、長年市民に親しまれてきた市内電車は、五月末日で姿を消すこととなりますが、これとお別々の意味で電車祭りも計画されてます。

箱根登山鉄道株式会社では、軌道撤去後、小田原駅板橋間一日二〇往復（午前五時三十分頃から午後十一時頃まで）で自動車を運送いたしますが、将来この区間の交通機関については市民の利便を考慮し、会社側においても十分考へておくことにしております。

この国、県道舗装工事が完成を目前に秋までは沿道市民の方々に甚大な迷惑をかけるかもしれませんが、これで長年の懸案が解決されるわけですから暫くの間御辛抱下さるようお願いいたします。

建設たよ

工事概要は次の通り。

第一病棟
木造平家建亜鉛鍍鉄板瓦棒葺
建坪一九、六二五坪

第二病棟
木造平家建亜鉛鍍鉄板瓦棒葺
建坪一〇五坪

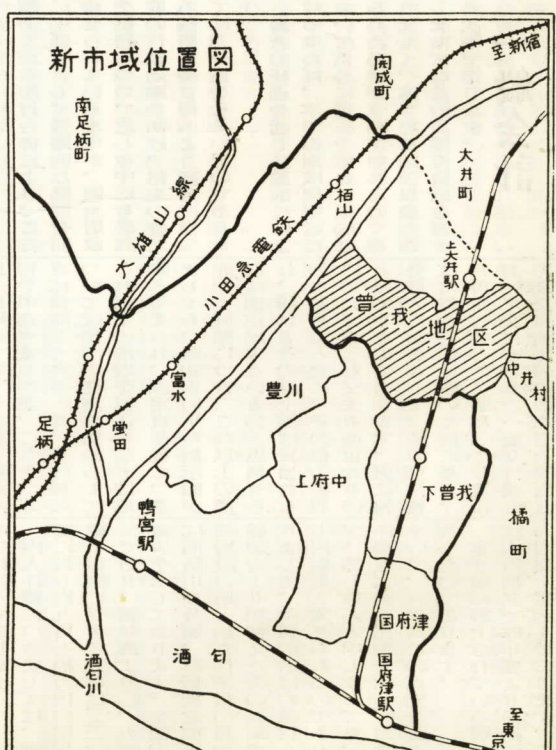
看護婦棟新築一棟
木造平家建亜鉛鍍鉄板瓦棒葺
建坪一九坪

洗濯消毒棟新築一棟
木造平家建亜鉛鍍鉄板瓦棒葺
建坪二六、三七五坪

延坪二七〇坪、工事請負費（
帶工事費を含む）一〇、三五
、三〇円、三月二十日着工
七月三十一日完工の予定。

5月
小田原競輪

主催 小田原市



昭和29年度小田原市歳入歳出決算

歳入		
款別	予算現額	決算額
市地方交付金	260,653,342.00	257,518,165.00
市地方交付金	232,093,711.00	108,584,402.00
市地方交付金	15,978,608.00	15,505,420.00
市地方交付金	79,689,615.00	74,208,845.00
市地方交付金	30,920,763.00	27,572,228.00
市地方交付金	4,249,740.00	3,533,165.00
市地方交付金	22,771,292.00	22,859,863.00
市地方交付金	50,000,000.00	45,000,000.00
市地方交付金	14,068,000.00	2,251,000.00
市地方交付金	710,425,071.00	557,034,038.00
歳出		
款別	予算現額	決算額
市地方交付金	14,669,659.00	14,456,078.00
市地方交付金	102,280,365.00	99,577,270.00
市地方交付金	43,959,309.00	42,642,160.00
市地方交付金	145,864,811.00	138,513,751.00
市地方交付金	106,244,868.00	102,785,091.00
市地方交付金	78,297,813.00	75,553,434.00
市地方交付金	14,396,957.00	12,655,132.00
市地方交付金	31,171,480.00	29,325,683.00
市地方交付金	8,236,277.00	6,386,966.00
市地方交付金	10,982,151.00	10,870,933.00
市地方交付金	702,063.00	427,432.00
市地方交付金	1,671,865.00	1,530,777.00
市地方交付金	27,293,683.00	26,211,170.00
市地方交付金	52,245,602.00	50,955,877.00
市地方交付金	20,753.00	0.00
市地方交付金	73,377,410.00	73,377,410.00
市地方交付金	710,425,071.00	675,079,189.00
計算書		
歳入合計	557,034,083.00	557,034,083.00
歳入増上金	118,045,101.00	118,045,101.00
歳入合計	675,079,189.00	675,079,189.00
歳出合計	675,079,189.00	675,079,189.00
歳入歳出引当金	0.00	0.00

施設の増によるものであります。委員として増額を必要と認め給うる面におきましても、県内他市に比較して下位にあるものであります。本年度月収一入平均は昨年より四拾参円減の五拾五十七参拾四円であり、これは昇給率を現給に對し所要額の約半額たる二割に止めたこと等によるものと考へられるのであります。また、緊縮予算の方針上止むを得ないものと認めたのであります。物件費につきましては、基礎計算と過去の実績等を充分参照審議を致したものであります。その予算計上額は八千四百七十九百五拾六円、前年度に對し約千五百四拾八万円の増額を示しており、その比率におきましても、一、五割の増額となつております。これは事業の性格をもつ自動車、レントゲンの購入及び補助金等の組合費の結果でありまして、これを差引くとむる前年度より相当額の節減を見込まれていたので、必要最少限度の計数と認めた次第であります。

水道事業費 水道事業は何れも経常的経費であり、拡張工事費は起債に求めて施行する方針であります。多額の起債の累積による元利償還金は増進し独立採算制を立前とするべき事業も現状においては、一、一六、四割となつておりますが、その内容については種々検討を加えた結果大体において妥協を認めましたのであります。その他の経費につきましても慎重審査を遂げたのであります。削減の余地はなかつたのであります。以上歳入におきましては極度に切りつめた予算であり、しかも消費的経費については極力圧縮を図り、投資的経費の増大に務めたものと考へられたのであります。勿論本

委員会として増額を必要と認め給うる面におきましても、県内他市に比較して下位にあるものであります。本年度月収一入平均は昨年より四拾参円減の五拾五十七参拾四円であり、これは昇給率を現給に對し所要額の約半額たる二割に止めたこと等によるものと考へられるのであります。また、緊縮予算の方針上止むを得ないものと認めたのであります。物件費につきましては、基礎計算と過去の実績等を充分参照審議を致したものであります。その予算計上額は八千四百七十九百五拾六円、前年度に對し約千五百四拾八万円の増額を示しており、その比率におきましても、一、五割の増額となつております。これは事業の性格をもつ自動車、レントゲンの購入及び補助金等の組合費の結果でありまして、これを差引くとむる前年度より相当額の節減を見込まれていたので、必要最少限度の計数と認めた次第であります。

国民健康保険 国民健康保険事業は、従前におとらざる成績を取られんことを期して、本年度は、前年度に對し、一、五割の増額を示しております。これは、国民健康保険の性格をもつ自動車、レントゲンの購入及び補助金等の組合費の結果でありまして、これを差引くとむる前年度より相当額の節減を見込まれていたので、必要最少限度の計数と認めた次第であります。

国民健康保険 国民健康保険事業は、従前におとらざる成績を取られんことを期して、本年度は、前年度に對し、一、五割の増額を示しております。これは、国民健康保険の性格をもつ自動車、レントゲンの購入及び補助金等の組合費の結果でありまして、これを差引くとむる前年度より相当額の節減を見込まれていたので、必要最少限度の計数と認めた次第であります。

国民健康保険 国民健康保険事業は、従前におとらざる成績を取られんことを期して、本年度は、前年度に對し、一、五割の増額を示しております。これは、国民健康保険の性格をもつ自動車、レントゲンの購入及び補助金等の組合費の結果でありまして、これを差引くとむる前年度より相当額の節減を見込まれていたので、必要最少限度の計数と認めた次第であります。

国民健康保険 国民健康保険事業は、従前におとらざる成績を取られんことを期して、本年度は、前年度に對し、一、五割の増額を示しております。これは、国民健康保険の性格をもつ自動車、レントゲンの購入及び補助金等の組合費の結果でありまして、これを差引くとむる前年度より相当額の節減を見込まれていたので、必要最少限度の計数と認めた次第であります。

国民健康保険 国民健康保険事業は、従前におとらざる成績を取られんことを期して、本年度は、前年度に對し、一、五割の増額を示しております。これは、国民健康保険の性格をもつ自動車、レントゲンの購入及び補助金等の組合費の結果でありまして、これを差引くとむる前年度より相当額の節減を見込まれていたので、必要最少限度の計数と認めた次第であります。

国民健康保険 国民健康保険事業は、従前におとらざる成績を取られんことを期して、本年度は、前年度に對し、一、五割の増額を示しております。これは、国民健康保険の性格をもつ自動車、レントゲンの購入及び補助金等の組合費の結果でありまして、これを差引くとむる前年度より相当額の節減を見込まれていたので、必要最少限度の計数と認めた次第であります。

国民健康保険 国民健康保険事業は、従前におとらざる成績を取られんことを期して、本年度は、前年度に對し、一、五割の増額を示しております。これは、国民健康保険の性格をもつ自動車、レントゲンの購入及び補助金等の組合費の結果でありまして、これを差引くとむる前年度より相当額の節減を見込まれていたので、必要最少限度の計数と認めた次第であります。

飛火の消火は

大火の予防

今から梅雨になるまでの間は大火が、建物の木部はまだ湿つてきての多い時期で、各地に大火が発生しないので燃え易く、更に、気候は少なくなつていまして、何故この季節は大火が多いのでしょうか。この季節は乾燥期を過ぎて空気中の湿度はいくらか多くなりました。大火になる原因のうち、特に注意

普通外米の希望

四月一日から普通外米は、消費者の希望により一人当り一カ月五五の配給を受けることができるようになり、たし五五以上の外米の配給を希望する消費者はその旨を役所商工観光課又は各支所へ主要食糧購入通帳持参の上申し出れば受配ができます。

飛火する

飛火の飛距離は風に依り変わりますが、風下約五〇米(約五五)までの範囲内は最も危険です。飛火によつて発生しやすきものは屋根、羽目板、屋上の物干し持出した荷物等です。

飛火する

飛火の飛距離は風に依り変わりますが、風下約五〇米(約五五)までの範囲内は最も危険です。飛火によつて発生しやすきものは屋根、羽目板、屋上の物干し持出した荷物等です。

飛火する

飛火の飛距離は風に依り変わりますが、風下約五〇米(約五五)までの範囲内は最も危険です。飛火によつて発生しやすきものは屋根、羽目板、屋上の物干し持出した荷物等です。

演劇界注視のうちに 桐家名跡再興記念 公演開催さる

神奈川文化財協会、桐家再興後援会主催、市、市教育委員会協賛による桐家名跡再興記念公演が、演劇界注視のうちに四月十八日湯本観光会館で盛大に行われました。この公演は、先立ち、鈴木市長はじめ関係有志が中心になり、これに歌舞伎研究の権威者木村錦花氏及びかつての帝劇女優として名声を挙げた森田子さん等の協力を得て桐家名跡保存会が結成されました。

同保存会は、今から四百三十年前の北条氏綱の時代に小田原に起り日本演劇史上、特に江戸歌舞伎に大きな足跡を遺した由緒ある桐家を再興し、その名跡を小田原の文化遺産として保存するとともに、桐家舞の再現をはかるため結成されたもので、森田子さんが桐家内蔵を、森さんと帝劇同期の村田久子さんが桐家長を、また市内緑一丁目八番地の加藤澄代さんが桐尾上をそれぞれ襲名することになった四月一日その襲名式が行われたのです。



桐家名跡再興記念公演の一場面。舞台上で、桐家舞の再現が行われている。

道路上の障害物をなくしよう

消防署では火災に備えて消防員にその受持地区を常に巡回させて、道路の障害物をなくしよう。道路の障害物は、消防活動の妨げとなるだけでなく、交通事故の原因にもなる。消防員は、道路の障害物を巡回する際に、道路の両側に目を配り、障害物を発見したら、直ちに撤去するように指導している。

交通安全を妨げ ましよう

最近交通事故がふえておられます。これら交通事故の一方では、小さい子供を運転させた者、おとさんや児童、生きたけがをした者の不注意による事故が特に目立っています。交通事故は、死者・重傷者を出し、被害者やその家族に大きな精神的苦痛を与えます。交通安全を妨げ、ましよう。

行楽季節の犯罪 防止について

上話などには注意して下され。行楽季節には、気分が浮かれて外に出かける機会が多くなります。この機会に、犯罪の防止に努めてください。①外出するときは、必ずしも一人で出かけないでください。②夜間の暗い場所の一人歩きは危険です。③外出したときには、必ずしも一人で出かけないでください。④外出したときには、必ずしも一人で出かけないでください。

医師又は歯科医師 の処方箋交付義務

改正法により、医師又は歯科医師は、患者に対して治療上の必要を認め、処方箋を交付しなければならない。この義務は、患者の健康を保護するためのもので、医師又は歯科医師は、患者の健康を保護するために、処方箋を交付しなければならない。

児童憲章について

この五月五日（こどもの日）は、児童憲章が昭和二十六年に制定されてから五周年になります。児童憲章は、児童の権利と義務を定めた法律で、児童の健全な成長を促進するための重要な役割を果たしています。

児童憲章の精神

児童憲章は、児童の権利と義務を定めた法律で、児童の健全な成長を促進するための重要な役割を果たしています。児童憲章の精神は、児童の権利と義務を尊重し、児童の健全な成長を促進することにあります。

児童憲章の重要性

児童憲章は、児童の権利と義務を定めた法律で、児童の健全な成長を促進するための重要な役割を果たしています。児童憲章の重要性は、児童の権利と義務を尊重し、児童の健全な成長を促進することにあります。

児童憲章の制定

児童憲章は、昭和二十六年に制定されました。この法律は、児童の権利と義務を定めたもので、児童の健全な成長を促進するための重要な役割を果たしています。

児童憲章の普及

児童憲章の普及は、児童の権利と義務を尊重し、児童の健全な成長を促進するための重要な役割を果たしています。児童憲章の普及は、児童の権利と義務を尊重し、児童の健全な成長を促進することにあります。

児童憲章の制定

児童憲章は、昭和二十六年に制定されました。この法律は、児童の権利と義務を定めたもので、児童の健全な成長を促進するための重要な役割を果たしています。

児童憲章の普及

児童憲章の普及は、児童の権利と義務を尊重し、児童の健全な成長を促進するための重要な役割を果たしています。児童憲章の普及は、児童の権利と義務を尊重し、児童の健全な成長を促進することにあります。

児童憲章の重要性

児童憲章は、児童の権利と義務を定めた法律で、児童の健全な成長を促進するための重要な役割を果たしています。児童憲章の重要性は、児童の権利と義務を尊重し、児童の健全な成長を促進することにあります。

児童憲章の制定

児童憲章は、昭和二十六年に制定されました。この法律は、児童の権利と義務を定めたもので、児童の健全な成長を促進するための重要な役割を果たしています。

児童憲章の制定

児童憲章は、昭和二十六年に制定されました。この法律は、児童の権利と義務を定めたもので、児童の健全な成長を促進するための重要な役割を果たしています。

児童憲章の普及

児童憲章の普及は、児童の権利と義務を尊重し、児童の健全な成長を促進するための重要な役割を果たしています。児童憲章の普及は、児童の権利と義務を尊重し、児童の健全な成長を促進することにあります。

児童憲章の重要性

児童憲章は、児童の権利と義務を定めた法律で、児童の健全な成長を促進するための重要な役割を果たしています。児童憲章の重要性は、児童の権利と義務を尊重し、児童の健全な成長を促進することにあります。

児童憲章の制定

児童憲章は、昭和二十六年に制定されました。この法律は、児童の権利と義務を定めたもので、児童の健全な成長を促進するための重要な役割を果たしています。

児童憲章の制定

児童憲章は、昭和二十六年に制定されました。この法律は、児童の権利と義務を定めたもので、児童の健全な成長を促進するための重要な役割を果たしています。

児童憲章の普及

児童憲章の普及は、児童の権利と義務を尊重し、児童の健全な成長を促進するための重要な役割を果たしています。児童憲章の普及は、児童の権利と義務を尊重し、児童の健全な成長を促進することにあります。

児童憲章の重要性

児童憲章は、児童の権利と義務を定めた法律で、児童の健全な成長を促進するための重要な役割を果たしています。児童憲章の重要性は、児童の権利と義務を尊重し、児童の健全な成長を促進することにあります。

児童憲章の制定

児童憲章は、昭和二十六年に制定されました。この法律は、児童の権利と義務を定めたもので、児童の健全な成長を促進するための重要な役割を果たしています。

児童憲章の制定

児童憲章は、昭和二十六年に制定されました。この法律は、児童の権利と義務を定めたもので、児童の健全な成長を促進するための重要な役割を果たしています。

児童憲章の普及

児童憲章の普及は、児童の権利と義務を尊重し、児童の健全な成長を促進するための重要な役割を果たしています。児童憲章の普及は、児童の権利と義務を尊重し、児童の健全な成長を促進することにあります。

児童憲章の重要性

児童憲章は、児童の権利と義務を定めた法律で、児童の健全な成長を促進するための重要な役割を果たしています。児童憲章の重要性は、児童の権利と義務を尊重し、児童の健全な成長を促進することにあります。

児童憲章の制定

児童憲章は、昭和二十六年に制定されました。この法律は、児童の権利と義務を定めたもので、児童の健全な成長を促進するための重要な役割を果たしています。